

## 福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和4年7月13日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和4年7月13日（水） 午後1時30分より  
午後2時40分まで
- 2 場 所 福島市太田町13番53号 ホテル福島グリーンパレス2階「瑞光 東の間」
- 3 出席者 役 員 16名（出席理事7名、書面出席理事8名、監事1名）  
※別紙参照  
事務局 15名（参与兼事務局長・次長・参事・課長・事務担当者）  
計 31名

### 4 会議の目的事項

[議決事項]

議案第1号 令和3年度事業報告について

議案第2号 令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

1 一 般 会 計

2 診療報酬審査支払特別会計

A 業 務 勘 定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

A 業 務 勘 定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

4 国保基金特別会計

5 介護保険事業関係業務特別会計

A 業 務 勘 定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

6 障害者総合支援法関係業務等特別会計

- A 業務勘定（障害者総合支援）
- B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
  - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
  - B 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和3年度末財産目録

◎ 監査報告

- 議案第3号 令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 議案第4号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定
- 議案第5号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第6号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（介護）
- 議案第7号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第8号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第9号 令和4年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第10号 規約の一部改正について
- 議案第11号 補正予算に係る専決の委任について
- 議案第12号 役員の補欠選任について
- 議案第13号 総会の開催について
- [その他]

5 会議の状況と顛末

- (1) 開会（午後1時30分）
  - 司会が、開会する旨宣した。
- (2) 挨拶

三保会長が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会会長の三保恵一でございます。皆様方には御多用の中、本日の理事会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本年6月、政府は経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針2022、及び規制改革実施計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定いたしました。

中でも健康・医療そして社会保障分野にかかる計画に目を向けますと、マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認については、来年4月から原則医療機関等へ導入を義務付けること。更には、自身の保健・医療情報を閲覧できるマイナポータルの整備、それらの情報を広く利活用したデータヘルス改革を着実に推進すること。

また、オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト情報・健診情報だけでなく、処方せん情報や電子カルテ情報、更には予防接種情報などを全国で共有・交換できる仕組みとして「全国医療情報プラットフォーム」を創設すること。

そのうえで、医療・介護分野における技術革新、効率化・質の向上を図るため、総理を本部長とし、関係閣僚で構成する「医療DX推進本部」を設置するなど、デジタル化を強力に進めるといった方針になっております。国民の医療・健康づくりを含めた社会生活が、デジタル化により大きく変化しようとする中、今後の国保事業にも大きく影響するものと考えております。

本会といたしましても、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の充実・強化を図るとともに、住民の健康づくり事業への支援など、社会情勢の変化や保険者ニーズを踏まえた事業について、積極的に推進して参ります。

皆様におかれましては、本会に対します引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。

さらに、もう一点御報告をさせていただきます。昨年この場でも御報告申し上げました令和6年に予定しております国保総合システムの更改費用について、国への財政措置を求めている件でございます。

昨年、全国的な展開といたしまして、本県選出国会議員等に対する、国庫補助獲得に向けた要請活動について御承認をいただき、実施をいたしました。その甲斐もありまして、国の令和3年度補正予算において、令和4年度に必要となる費用54億円が満額措置されたところでございます。しかしながら、令和5年度になお不足する予定の、約50数億円について、本年度も同様の要請活動を展開したいと考えておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本日の理事会は、令和3年度の事業報告及び決算が主な案件となっております。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

### (3) 出席者報告

理事数：15名

出席者：7名

書面による出席者：8名

(4) 議 事

三保会長が議長になり議事に入った。

議案第1号 令和3年度事業報告

議案第2号 令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア. 議長が議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

それでは、議案第1号「令和3年度 事業報告」について御説明申し上げます。

議案第1号の1ページを御覧ください。

はじめに、第1の一般状況でございます。

1の役員につきまして、令和4年3月31日現在では、記載のとおりでございますが、4月以降の役員2名の退任に伴いまして、欠員が生じております。新役員の選任につきましては、後程、議案第12号にて御説明申し上げます。

2の事務局、体制は記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

3の機関会議でございますが、総会、理事会、決算監査を2ページから3ページに記載のとおり開催いたしております。なお、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、機関会議を始め各課の説明会等について、一部書面等での開催とさせていただいております。

4ページを御覧ください。

続きまして、4の審査支払の状況でございます。

(1)の国民健康保険の審査では、決定した件数が約691万件でございます。イの医療機関等への支払額は約1,315億円となり、対前年比102.69%でございます。また、(2)の後期高齢者医療では、決定件数が約802万件、医療機関等への支払額は約2,211億円となり、対前年比98.96%でございます。国保の支払額につきましては、昨年より増加しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大前には戻っていない状況でございます。

(3)の介護給付費、(4)の障害介護給付費等の支払額は記載のとおりでございます。コロナ禍ではございましたが、それぞれの支払額とも、令和2年度、3年度と増え続けております。介護においては、昨年同様国保の支払額を超える状況となっております。

昨年は新型コロナウイルス感染拡大により健診を控える方が多かった(5)の特定健診・特定保健指導等費用につきましては、国保分は前年比127.92%、後期高齢者分は122.30%と増えています。

なお、只今御説明いたしました、審査支払の状況において、支払月が4月からまた、5月からのものがございますが、これは一番下段の米印にありますように、市町村等の会計年度に合わせ計上しているためでございます。

5ページを御覧ください。

次に、第2の重点事業でございます。

令和3年度も「中期経営計画」の3つの基本方針に基づき、重点事業を定め、実施いたしております。

基本方針、1の「保険者事業運営の支援」では、3事業を実施いたしております。(1)の医療費適正化の推進の、ア審査の充実・強化では、中ほどに、「さらに、社会保険診療報酬支払基金との整合的かつ効率的な機能を実現するため」とございますが、これは、令和3年3月に厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・国保中央会の3者にて公表いたしました、審査支払機能に関する改革工程表に基づくものでございます。本会でも、実現に向け、審査基準及びコンピュータチェックの全国統一化に向けた取組みを実施いたしております。

また、(2)の保健事業の推進、アの健診受診率・保健指導実施率10%アップに向けた支援は3か年計画で実施いたしております。

6ページを御覧ください。

(ウ)の人材育成・人材派遣では、福島県国保健康づくり推進事業として、小文字aの3段目にありますが、国保・保健事業担当課長と統括保健師の方へ保健事業関係の補助金等に関する研修を初めて開催いたしました。その他の研修も記載のとおり開催いたしております。

また、イの「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた支援」では、後期高齢者の健康課題を明確にするため、被保険者の医療や介護に関する情報を登録しております、KDBシステムというシステムがございまして、それを活用いたしまして、市町村のニーズを取り入れた分析報告を作成いたしております。

7ページを御覧ください。

基本方針2の「新たなニーズ・課題への取組み」では2事業を実施いたしております。

特に、(1)の国保制度改革の取組みでは市町村が行う福島県への事業報告のために、県内全市町村にてクラウドによる事業報告システムの共同利用を開始し、事務の効率化やシステム保守等経費の削減を実現いたしました。

次に、下段の基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取組み」では、(1)にあるリスクマネジメントの強化など4事業を実施いたしております。

8ページを御覧ください。

特に、下段にあります(3)財政の透明性の確保と組織運営の効率化による経費削減の財政計画の推進では、現行、中期経営計画の中でも、特に重要とし、毎年度経費削減を図り、計画に基づいた適正な予算執行に努めております。

また、(4)次期中期経営計画につきましては、信頼される事業運営を実現するため、現行の計画の結果を踏まえ様々な角度からの保険者支援を検討し、第2次中期経営計画を策定いたしております。なお、計画の期間につきましては、国保を取り巻く環境や保険者業務の変化に対応するため、令和4年度からの3年間といたします。

9ページを御覧ください。

4のその他といたしまして、令和3年度は、県及び市町村より3事業を受託いたしております。

(1)の風しん抗体検査等支払業務は、令和3年度までとして予防接種等費用の市町村への

請求、医療機関への支払を実施いたしてはりましたが、令和6年まで事業が延長となっております。

また、(2)の新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応でございますが、アはコロナワクチン接種費用について、住所地以外の場所でワクチン接種を受けた方の請求支払業務を実施し、イは介護・障害事業所においての消毒液などの衛生用品やパネル等の備品など感染防止対策に関する申請受付や支払業務を実施いたしてはります。

10ページを御覧ください。

ここからは、第3その他の事業といたしまして、重点事業以外の事業について記載してはります。説明は省略させていただきますが、いずれも適正に実施いたしてはります。

なお、30ページからは別添として、先ほど御説明いたしました「審査支払の状況」の詳細を記載してはります。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、議案第2号、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、総務課長より御説明申し上げます。

ウ. 総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方から、議案第2号「令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、御説明させていただきます。

議案第2号は、説明資料①の次に、決算書資料を綴じてはります厚手の資料となっておりますが、決算書の内容について概要版としてとりまとめました、説明資料①により御説明させていただきます。

説明資料①、御準備いただきまして、表紙をおめくり願ひします。

1. 令和3年度各会計歳入歳出決算でございます。

資料中央の表1を御覧いただきたいと思ひます。本会の会計、令和3年度は一般会計と特別会計合わせまして10の会計、特別会計には15の勘定がございますが、それぞれの歳入・歳出・差引残額をまとめた総括表となっております。

最終的な合計、決算額を表の上に四角囲みで切り出して記載をしてはりますが、歳入合計決算額は5,794億4,905万5,658円、歳出合計決算額は5,791億3,730万3,794円となりまして、歳入歳出とも前年度比で98.51%、約87億円の減少、という結果でございました。

前年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延によりまして、国の緊急包括支援事業を県から受託し、医療機関や介護事業所等へ慰労金・支援金の交付を行いました。金額にして約150億円程度の受入、交付をしてはりましたため、その分も含めまして、3年度は若干規模が縮小してはります。

表の下、歳入歳出決算の状況として記載をいたしました。決算額約5,790億円のうち99.5%に相当する約5,760億円は「保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う」といった、診療報酬・介護報酬等の受払い額、各特別会計の支払勘定分、となっております。

なお、残りの0.5%にあたります約30億円は、本会の業務運営を經理する実質予算となります。診療報酬等の受払いの状況と、実質経費の状況については、後程分けて御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

2の令和3年度各会計当期収支差額でございます。

表2、会計ごとの中央、前のページでも示しました歳入歳出差引残額をC欄に再掲しております。その右D欄には、前年度からの繰越額を入れております。

そしてCからD、差引残額から繰越額による歳入を除きました、単年度のみでの歳入歳出の差額を現したものがE欄の当期収支差額ということになります。

令和3年度の本会全会計の当期収支差額、表の一番下になりますが、差引残額3億1,068万8,177円から、前年度繰越額2億9,484万7,058円を除きました1,584万1,119円が令和3年度当期収支差額という結果になっております。

ページの下、四角で囲みました、当期収支差額の状況を御覧ください。○の一つ目、会計総額の当期収支差額は約1,580万円のプラス、つまり黒字となっておりますが、○の二つ目、本会の会計は、国の通知に基づきまして「実費弁償方式」が導入されております。

保険者からの委託を受け、いただく手数料を財源としております診療報酬等の各種審査支払業務につきましては、実費精算とし、余剰が出た場合には返還する、翌年度に徴収する手数料から控除すること、となっております。

単年度収支、出る入るだけ、いわゆる単式会計で見ますとプラスとなっておりますが、お金の移動だけではなく、現金以外の将来的な積み立てを含めた資産ですとか、逆に負債なども含めまして、複式会計方式を採用し、より正確な財務状況を把握することとしております。

そして、その数字をもとに、国から示された計算式にあてはめまして、実費弁償にかかる計算をするということになっております。

国に認められている範囲内での資産の積立を含めました計算の結果余剰は無く、保険者等への返還すべき手数料は発生しないという判定になっております。

なお、お伝えしました複式会計に用いた決算書類を参考まで添付しておりますので、のちほど簡単に御説明いたします。

また、実費弁償による収支結果の状況につきましては、必要な決算書類を添付し、毎年税務署に報告をし、確認いただいておりますことを併せて御報告させていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。

3. 令和3年度各支払勘定前年度比較でございます。こちらのページでは、先ほど99.5%とお伝えをしました、本会が行う診療報酬等の受払いを經理します主な10の支払勘定を抜粋し、表の3に歳入、表の4に歳出の状況をそれぞれまとめております。

資料の上、四角囲みを御覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は5,742億8,736万5,651円、歳出合計決算額は5,742億7,410万6,104円、前年度比は共に101.01%となりました。

資料の下に各支払勘定の状況として2点、総括をしております。まず、○の1つ目でございますが、出産育児一時金、後期高齢者医療診療報酬の支払勘定がいずれも受付件数減により前年度比で若干減少しておりますが、その他の支払勘定については、それぞれ歳入歳出ともに増という結果になっております。

先ほどの事業報告でもありましたように、令和2年度に比べまして、受診控えが一部持ち直したことにより増加したものと思われまます。

また、表3の項番2-2公費負担医療に関する診療報酬支払勘定(後期)につきましては、新型コロナウイルス感染に係るレセプトの増により、169.69%と表4も受払いであるため同様となりますが、特に増加しております。

そして、支払勘定で最も大きな増加率を示しておりますのが、項番1-4抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。上の表3を御覧いただければと思います。項番1-4抗体検査等費用に関する支払勘定一番右の前年度比426.81%。こちらは、令和3年4月より新たに受付を開始いたしました新型コロナウイルスワクチン接種費用の受払いでございます。

従来の業務、風しんの抗体検査費用の支払いに加え、3年度は約7億3,000万円のコロナワクチン接種費用の支払いを行っておりますことで、大幅な増となりました。以上が、簡単ですが、各支払勘定の状況でございます。

続いて、4ページを御覧願います。

4の令和3年度業務運営主要会計当期収支差額。

ここからは、診療報酬等の受払いの支払勘定に代わりまして、本会の業務運営を経理する実質予算となります。全体会計の約0.5%にあたりと冒頭お伝えしましたが、保険者等からの負担金、手数料を財源とし、人件費・事務諸経費を経理する本会の業務運営主要7会計の状況について、御説明いたします。主要7会計の当期収支差額は、プラスで1,893万2,995円となりました。

下の表の5を御覧ください。表の左上、項番1から一般会計、業務勘定国保、後期、介護、障害、特定健診、レセプト点検の7会計について記載しております。

表の一番下「計」の欄を御覧願います。左からAの歳入合計額31億8,624万1,329円からBの歳出合計額28億9,697万8,185円を差し引きましたCの差引残額が2億8,926万3,144円。

そこからDの前年度から繰り越しました2億7,033万149円を除きまして、一番右E当期収支差額が、プラスの1,893万2,995円となっております。表の下の枠囲い、業務運営主要会計の状況を御覧ください。

○の1つ目。収支状況、繰越金、積立金の実績等を踏まえ、平成29年度からの第1次中期経営計画、及び期間中の中間見直しの方針に沿いまして、保険者の皆様の御了解をいただき、令和3年度は一部手数料単価を引き上げさせていただきました。

更に○の2つ目。先ほども触れましたが、国・県の要請を受けて実施したコロナワクチン関連業務等の収入と合わせまして手数料収入の増となっております。

中期計画の初年度であります平成29年度この当期収支差額も1億以上のマイナスとなっ



ておりましたが、年々徐々に収支均衡が図られ、ようやく計画最終年度の令和3年度にプラス、歳入総額31億におけるわずか0.5%ほどの額ではございますが黒字収支へ転じております。

次のページにお進みいただきまして、ここでは、今御説明いたしました主要7会計について、5ページが歳入の概要、6ページが歳出の概要、それぞれ科目ごとに内訳・詳細を記載し、表の右側に科目ごとの合計額、そして前年度比をそれぞれ記載しております。

また、それぞれ表の下の四角枠には、前年度と比較しまして増減が大きいもの、金額が大きいもの、特徴的なものについて、その理由・傾向などをコメントしております。

お時間の関係もございますので、特にお伝えをしたいものに絞って御説明を補足させていただきます。

まず5ページ、表下の歳入の状況でございますが、1一般負担金、表の一番上、更に一番右になりますが、前年度比95.97%。

こちらは、保険者様から、平等割と被保険者数割で御負担を頂いておりますが、被保険者数の減少により、前年度から約700万円程の歳入減。

それから、2の手数料は先ほどもふれましたので飛ばしまして、3負担金。こちらは、記載のとおり、保険者より委託を受け実施しております、特定健診未受診者への勧奨事業について、前年度までは本会が民間業者との間に入って契約をしておりましたが、3年度以降、保険者と業者での直接契約となったことにより、本会への負担金歳入がなくなったこと、同じく、前年度後期高齢者医療広域連合より引き受けておりましたマイナンバーカード取得促進に係る申請書作成業務が終了したため、負担金収入がなくなったものでございます。結果、表にありますとおり、3負担金の一番右、57.65%、1億500万ほどの歳入減となりました。

それから、また、下の状況の方御覧いただきまして、5委託料は、最初の説明でも触れましたが、前年度令和2年度は国が全額費用を負担しました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、医療機関・介護事業所への支援金、医療・介護従事者への慰労金の支給業務を引き受けておりましたが、3年度はございませんでしたので、委託料が大幅に、2,500万ほど減っております。以上が歳入減少の主な理由ということになります。

続いて6ページを御覧いただきまして、歳出でございます。

同じく表下の状況を御覧いただきたいと思いますが、3の需用費、そして5委託料、こちらは基本的に歳入の裏返しとなりますので、同様の理由により歳出も減っております。

その他、歳出につきましては、6備品購入費、こちらがシステム機器更改、導入が3年度はほぼほぼございませんでしたので、表の項番6、一番右に記載のとおり、前年度比7.57%と比率は大幅に減、金額はさほどでもございませんが2,400万程度の歳出減となりました。

一方歳出が大きく増となりましたのが、状況の一番下に記載しました、9公課費でございます。

公課費の中でも消費税となりますが、記載のとおり、3年度に納税する消費税は前年2年度分の確定申告により算定されます。その令和2年度は、大規模の機器購入やシステム導入等がなかった。さきほど3年度も2年度に比べ少なかったと申し上げましたが、2年度も

2,000万程度ですので、大きな支出はなかったため、業者等へ支払う消費税が少なかった。

一方で、保険者等からの手数料等収入は例年とほぼ変わらないため、お預かりする消費税の方が大きくなりまして、税務署への消費税納税額が大きくなり上回ったという結果になりました。

表の項番9公課費、右、前年度比364%、約8,100万程度の歳出増となりました。以上が、歳出の状況、そして診療報酬等の受け払いである支払勘定を除く、本会の実質予算、業務運営主要7会計の状況について、となります。

最後、繰越金、積立金の状況を7ページ8ページにまとめております。まず7ページは繰越金の状況でございます。令和2年度及び3年度の2か年分について、それぞれ中期経営計画と実績を比較したのになっております。表の右2列が令和3年度の計画と実績になりますが、後期会計こそ、計画をわずかに下まわりましたが、全体としましては、結果的におおむね計画以上に次年度へ繰り越せた、ということになりました。

続きまして、8ページ積立金の状況でございます。前のページ繰越金と同様、令和2年度と3年度、2か年分の比較でございます。表の右下、3年度実績、とありますが、3年度の積み増しを含め総額15億1,187万9千円の積立資産となりました。

その左側、3年度9億7,000万の計画に対し約5億3千万円ほど多く積立金を保有できる結果となりました。

なお、この積立金の大部分を占めますのが、財政調整基金積立金と、減価償却引当資産積立金となります。財政調整基金積立金は、各種事業運営において不測の事態による収入減を補填し、財政の安定を図ることを目的にした積み立て、さらに、減価償却引当資産積立金は、将来のシステム更改等資産取得等のための積み立てとなりまして、それぞれ各特別会計から繰り出して積み立てをしております。

本会で保有する積立金のほとんどは、システム更改経費など将来の支出が明らかな経費、新たに保険者負担を強いることのないようにと、目的をもって保有しているもの、今後も計画的な積み増しが必要なものでございまして、いわゆる剰余金という性質のものではございません。

また、先ほども少し触れましたが、積立のルールは国の通知によりまして、その目的・上限額が厳格に定められております。そのルールに沿って適正に処理しておりますことを申し添えさせていただきます。ここまでが令和3年度決算状況の御説明でございます。

引き続きまして、9ページを御覧願います。

令和3年度の財産状況について、御説明いたします。

財産目録を御覧いただきます。会計年度令和3年度の事業期末日となります、令和4年3月31日時点における本会のすべての資産、負債の状況をまとめたものとなっております。表左の科目名を御覧いただきたいと思いますと思いますが、資産のうち、流動資産でございます。こちらは、手持ち現金、銀行預金のほか、未収金、未収診療報酬等、請求しておりますが、3月31日時点でまだ入金がないものなど、本会の資産として計上するものでございます。

続く10ページになりますが、こちらには固定資産を計上しております。土地などの基本

財産、積立金等などの特定資産、建物、設備等のその他の固定資産をそれぞれ計上しております。一番下、資産の合計は、288億8,830万139円となっております。

続いて最後の11ページを御覧ください。

こちらが負債でございます。負債は、まず流動負債。同じく3月末日時点における業者等への未払い、診療報酬等の未払い、税金、健康保険料等の預かり金等、実際には4月以降に支払いをするものになります。そして固定負債は、職員への退職給付のための引当金、保険者からお預かりしております基金預託金預かり金となります。下から2行目が、負債合計になります。269億5,792万879円。その下、資産合計から負債合計を除きました正味財産合計は、19億3,037万9,260円となっております。

資料の説明は以上となりまして、冒頭申し上げました、説明資料の後ろに第2号決算資料、その次に参考として、貸借対照表等、先ほどもお伝えしました複式会計により処理いたしました決算状況のもと資料となります財務諸表、各種決算書類を添付させていただいております。こちらの詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。ここまでの、令和3年度の決算状況、及び財産状況についてとなります。

以上、議案第2号「令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、御説明をさせていただきました。御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

エ. 議長が富樫監事に監査結果の報告を求めた。

オ. 富樫監事より以下の内容で報告があった。

監事をしております公認会計士の富樫と申します。

監事を代表し御報告いたします。お手元に監査証がございますので、御覧ください。

令和3年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について、監査を行いました。

結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。

カ. 議長が議案第1号及び議案第2号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第3号 令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について

議案第4号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定

議案第5号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第6号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（介護）

議案第7号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第 8 号 令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出  
補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第 9 号 令和 4 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

ア．議長が議案第 3 号から議案第 9 号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ．総務課長が議案第 3 号から第 9 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第 3 号から議案第 9 号までの令和 4 年度、各会計の補正予算について、一括で御説明申し上げます。先ほどと同じく、それぞれの議案書は別にございますが、まとめました説明資料②で御説明いたします。説明資料②、表紙をおめくり願います。

令和 4 年度の予算補正、7 つ御説明いたしますが、一部新規事業追加による補正がございますが、いずれも共通して、先ほど御説明をいたしました令和 3 年度の決算額の確定に伴いまして、令和 4 年度への繰越金を補正する、という内容となります。

それではまず、議案第 3 号令和 4 年度一般会計の歳入歳出補正予算（第 2 号）でございます。1 補正内容表の左歳入繰越金にて 338 万円を増額補正いたします。そして、表の右歳出においては、予備費を歳入同額の 338 万円を増額いたします。補正後の一般会計総額は 24 億 7,755 万 2 千円となりまして、2 の補正理由は、先ほどもお伝えしましたとおり、令和 3 年度決算確定に伴います繰越金の増によるものです。

なお、今回の一般会計補正は第 2 号となっております。参考まで、第 1 号の補正は、令和 4 年 3 月 18 日に書面評決による理事会におきまして、新規事業となりました、介護職員処遇改善支援に係る補助金・交付金事業を急遽、福島県から受託することになりましたため、急ぎ一般会計を約 20 億円増額しております。一般会計のみ、今回が 2 回目の補正となっております。

続いて 2 ページになります。議案第 4 号「令和 4 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」でございます。

こちらは主に国保事業を取り扱います会計となりますが、2 つの勘定に補正をいたします。まず、A の業務勘定でございます。歳入繰越金にて 2,455 万 8 千円を増額補正いたします。

また、歳出におきましては、予備費に同額の 2,455 万 8 千円を増額。補正後の業務勘定総額は 12 億 3,673 万 2 千円となります。補正理由は、同じく令和 3 年度決算確定に伴う繰越金の増のためでございます。

次に C の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます。

歳入には繰越金に歳出では諸支出金にそれぞれ 106 万 4 千円の増額となります。補正後の総額は 54 億 5,023 万 4 千円でございます。こちらの補正理由は、まず同様に令和 3 年度決算確定による繰越金の増、更に、この繰越金は、指定公費医療費 70 歳から 74 歳までの前期高齢者窓口 2 割負担を軽減するための経過措置として、1 割分を国が負担しておりました交付金でございます。令和 3 年度に、概算で国より交付を受けました分の残額について、国の交付要綱に従いまして、翌年度令和 4 年度に繰り越した上で、国に清算をするというものでございます。

続いて3ページをお開きください。議案第5号は、令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。

Aの業務勘定、2つの科目に対しまして、補正を行います。まず1つ目、2の補正理由（1）を御覧ください。

福島県後期高齢者医療広域連合における被保険者証の作成業務を本会で毎年受託しております。今年度については、被保険者証の作成と合わせて、証発送時に同封するリーフレット・小冊子・証カバー等の作成をお願いしたい、と今年に入りましてから要請を受けました。業務の受託、事業実施にあたり、予算を補正するものでございます。

なお、本件につきまして、本来であれば、事業の実施にあたり、予算の補正について、皆様に御了解をいただいた後に、業務委託契約を締結すべきところではございました。しかしながら、広域連合が被保険者証を8月に発行するのに間に合わせるため、早急の業務着手が必要でありましたことから、三保会長に御相談申し上げ、御了解いただきまして、予算補正前ではございましたが、広域連合との契約、印刷業者等との契約を6月に先行させていただいております。そしてその内容について、各理事の皆様へ6月8日付通知により御報告をさせていただいております。御理解を賜りたく存じます。

改めて1の補正内容の方を御覧いただきたいと思いますが、今申し上げました理由により、歳入に作成事務手数料として、歳出に作成事業費として、それぞれ1,425万4千円を増額いたしました。8月以降の各業者に対する費用支出に対応いたします。

また、もう1つ、同様に令和3年度決算確定による繰越金の増額について、250万2千円をそれぞれ増額補正いたします。

続きまして4ページを御覧ください。

これ以降、補正内容・理由が同様でございますので、簡潔に説明いたします。まず議案第6号「令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」Aの業務勘定でございます。補正理由、令和3年度決算確定に伴う繰越金の減によりまして、補正内容記載の歳入繰越金、歳出予備費をそれぞれ152万3千円減の補正となります。

5ページをお開きください。

議案第7号「令和4年度障害者総合支援法関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。

補正理由、令和3年度決算確定に伴う繰越金の減によりまして、補正内容記載の歳入繰越金、歳出予備費をそれぞれ45万7千円減の補正となります。

続いて6ページ議案第8号「令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」では、同じく、令和3年度決算確定に伴う繰越金の減によりまして、補正内容記載の歳入繰越金、歳出予備費をそれぞれ274万5千円減の補正となります。

最後、7ページを御覧願います。

議案第9号「令和4年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。令和3年度決算確定によりまして、歳入の繰越金歳出の予備費それぞれ464万5千円を増額いたします。

以上、議案第3号から議案第9号、令和4年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第3号から議案第9号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第10号 規約の一部改正について

ア. 議長が議案第10号について事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第10号について次のとおり説明を行った。

議案第10号「規約の一部改正について」御説明いたします。表紙をおめくりいただきまして、規約の一部改正の概要を御覧ください。本会の規約につきまして、国や市町村等からの臨時急施の要請に対しまして、迅速にかつ的確に対応し、保険者の共同体としての責務を果たせるようということで、先ほど事業報告・決算の説明でもいくつか実際にございました、国事業、コロナ関連業務等の県からの事業受託、広域連合からの追加業務の受託など、近年、本会は基幹業務に加えまして、多種多様な業務委託要請に応える機会が増えてきております。

今後もあらゆる要請に対し、スピーディーな対応を図るため、理事会における議決事項であります規則の改正などについて、急ぎ止むを得ない場合に限り、会長が専決できることを新たに本会規約に定めたまいものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。規約第6章第33条に理事会の招集について定めております。右側の旧規約の方を御覧いただきますと、第3項に下線を引いております。緊急止むを得ないとき若しくは会長が特に必要と認めるときは、前項の招集の手続き、これは参集開催に関する通知の手続きを言っておりますが、それを省略して書面表決理事会を開催できるということを規定しております。それに対しまして、左側新たに第33条の2会長の専決処分にかかる規定を設けまして、臨時急施を要する場合において、理事会が成立しないとき又は理事会を招集する暇がないときは、会長はその議決すべき事項を処分することができる。第2項に、処分については、会長はその後最初に招集される理事会に報告することを定めます。

そして、新たに33条の2を設けることによりまして、右側旧の方で説明をいたしました33条の第3項、新旧で下線を引いております部分、緊急止むを得ないとき若しくはという表現をこちらからは削りまして、新たな33条の2との違い、書面による開催と専決による処分の違い差別化を図ります。

2ページ附則に記載しておりますとおり、この規約は総会で議決をいただきます予定の7月28日から施行させていただきます。

なお、こちらの内容、専決処分とするケースは、前段でも説明申し上げましたように、どうしてもやむを得ず、新たな業務実施にあたり急ぎ規則・規程の改定が必要な場合や、人事院によるマイナス勧告による給与規程の改定などを想定しておりまして、原則参集による理事会の開催、参集が困難な場合は書面による表決がそれぞれ優先されます。

参集できない、書面表決をする時間もない、といった特例的な場合に限り、会長に専決処分をお願いしたいというものでございますので、御理解をいただければと思います。以上、

議案第 10 号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第 10 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### 議案第 11 号 補正予算に係る専決の委任について

ア. 議長が議案第 11 号について事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第 11 号について次のとおり説明を行った。

議案第 11 号「補正予算に係る専決の委任について」御説明いたします。こちら先ほどの議案同様、多種多様な急ぎの業務要請に対して、迅速な対応を実現するため、急ぎ予算を補正しなければならないケースに対しまして、会長の専決をお認めいただきたいという内容でございます。ただし、先ほどの規則の改正等、理事会の議決事項に対する専決処分とは異なりまして、予算の補正につきましては、国保法において総会の議決事項と位置付けられております。従いまして、規約等の改定という形ではなく、補正予算に係る専決につきましては、会長に委任することについて御承認をいただきたい。そして、先ほど同様、補正にかかる全てを、ということではなく、広域連合からの業務受託のように、受け払いとなる、本会が新たな出費することのない、つまりは保険者様からお預かりする財源を使うことのない範囲での予算の補正に限るということとなります。今月開催の総会において、お諮りをし、委任を御承認いただきましたら、それ以降、この条件、保険者の負担を伴うことがない予算の補正で、かつ総会にお諮りする時間がない臨時急施を要する場合に限り、会長の専決をお願いしまして、新たな業務要請に対して円滑に効率的に事務処理を進めてまいりたいと存じます。議案第 11 号「補正予算に係る専決の委任について」、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第 11 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### 議案第 12 号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第 12 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 12 号について次のとおり説明を行った。

議案第 12 号「役員の補欠選任について」御説明申し上げます。

前役員の退任に伴い欠員が生じたため、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条の規定に基づき、補欠役員を総会で選任するにあたりまして理事会での承認を求めます。

選任する役員は、國分守福島県保健福祉部長、会津地区部会から推薦いただきました星明彦檜枝岐村長でございます。役員の任期は、令和 4 年 7 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、議案第 12 号「役員の補欠選任について」御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第 12 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### 議案第 13 号 総会の開催について

ア. 議長が議案第 13 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 13 号について次のとおり説明を行った。

議案第 13 号「総会の開催について」御説明申し上げます。

開催日時につきましては、令和 4 年 7 月 28 日木曜日、午後 1 時 30 分から、場所は「杉妻会館」4 階の牡丹でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第 13 号「総会の開催について」御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 13 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### (5) その他

ア. 議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ. 総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

恐れ入ります。少しお時間をいただきまして、事務局より、資料はございません、口頭のみとなりますが、7 月 28 日開催の総会の場でもお伝えいたしますが、3 点事前に御連絡・御報告をさせていただきます。

まず 1 点目は、本日、議案第 1 号そして第 2 号で御認定をいただきました、令和 3 年度の事業報告、そして決算について、総会においても御認定をいただく予定となりますが、令和 3 年度の事業について御承認をいただきますことで、平成 29 年度から令和 3 年度まで 5 年、で進めてまいりました第 1 次中期経営計画の期間が終了するということとなります。総会におきまして、最終年度となった令和 3 年度の事業について認定をいただきましたら、5 年間の計画とその結果を総括しまして、報告資料をとりまとめ、送付させていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。まず 1 点目、第 1 次中期経営計画の総括、今後の進め方についての報告となります。

2 点目です。本日の会長の御挨拶にもありましたとおり、国保総合システム更改に係る国庫補助要請についてでございます。令和 6 年に入れ替えを予定しておりますが、社会保険の診療報酬を審査します支払基金とのシステム整合性を図ることなど、国の意向により積立財源を大きく上回る改修・開発経費が必要となっております。市町村保険者へ更なる負担を求めることのないよう、昨年度より全国的な取り組みとして、国への財政措置を求める要請活動を展開しております。結果、令和 4 年度に必要となる 54 億円を獲得できたわけですが、さらに来年度、令和 5 年度には 50 数億円が必要となる見込みとなっております。こちらの令和 5 年度の必要経費、当初は 100 億円を見込んでおりましたが、システムの見直し、業者との交渉を踏まえ、50 数億円まで圧縮することができております。令和 5 年度経費についても、国の責任において財政措置をするよう、今年度も昨年に引き続き、地元選出国會議員に対して要請活動を展開してまいりますことを御報告させていただきます。



最後、3点目は、次回理事会の開催についての御案内となります。議決事項は、本会の規程、育児休業等に関する規程の一部改正について、でございます。各市町村さんでも御対応が進んでいることと思いますが、令和4年、今年の10月から、育児・介護休業法が改正されまして、現行育児休業制度の見直し、出産時育児休業、産後パパ育休といわれます新たな主に男性向けの育児休業制度がスタートいたします。そのため、本会においても育児休業等に関する規程を一部改正する必要がございますため、理事会における議決をいただくこととなります。その他議案の有無、タイミング等も考慮させていただきまして、理事会の開催方法等については追って御連絡をさせていただきたいと思っております。

事務局よりその他といたしまして3点御連絡をさせていただきました。御理解・御協力をいただけますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

ウ. 議長がその他事項について、各理事へ発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(6) 閉会（午後2時40分）

三保会長が議案審議に対する協力を謝意を表し、閉会する旨挨拶を行った。

令和4年7月13日（水）福島市太田町13番53号 ホテル福島グリーンパレスで開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和4年8月22日

議事録署名人

添 田 勝 幸 印

林 昭 彦 印